

宇部市規程第四号

宇部市職員職名規程（平成三年規程第二号）の一部を次のように改める。

令和八年四月三十日

宇部市長 篠崎圭二

別表第二中「ふれあいセンター館長」を削り、「係長」の下に「ふれあいセンター館長」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。